

経営力向上関連保証の創設について

中小企業等経営強化法の施行にともない、「経営力向上関連保証」が創設されました。この保証は、認定経営力向上計画に従って経営力向上事業を行う中小企業者に対して、同計画に従って行う事業に必要な資金の調達を支援いたします。概要は以下のとおりです。

○経営力向上関連保証の概要

1. 保証対象者 認定経営力向上計画^(※1)に従って経営力向上^(※2)事業を実施する中小企業者

(※1) 『認定経営力向上計画』

経営力を向上して実施する事業計画（経営力向上計画）のうち、主務大臣の認定を受けたもの。

(※2) 『経営力向上』

事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ること。

2. 対象資金 認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要な設備資金及び運転資金
3. 貸付限度額 2億8千万円（組合等4億8千万円） ※注1
4. 保証期間 原則として運転資金5年・設備資金7年以内（ともに据置期間1年以内を含む）
5. 信用保証料 (1) 責任共有制度の対象となる保証の場合 → 0.77%～1.15%
(2) 責任共有制度の対象外となる保証の場合 → 0.90%～1.35%
6. 貸付利率 金融機関所定の利率
7. 必要書類 通常の申込書類のほか、主務大臣認定済の経営力向上計画書の写しが必要です。

※注1…海外投資関係保険に係る保証の場合は3億円となります。

ただし、その場合は一般の海外投資関係保険に係る保証及び特例の海外投資関係保険に係る保証を含みます。

また、新事業開拓保険に係る保証の場合は3億円となります。

ただし、その場合は一般の新事業開拓保険に係る保証及び特例の新事業開拓保険に係る保証を含みます。

参考：中小企業等経営強化法による支援について

中小企業庁サイト：経営サポート「経営強化法による支援」

→ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>